

<p>福谷</p>	<p>市民ネットワークの福谷章子でございます。通告に従いまして代表質問を行います。</p> <p>初めに、総務行政、企画行政は割愛させていただきます。</p> <p><u>まず、市長の基本姿勢についてです。</u></p> <p><b>財政について</b>ですが、地方分権の第1次改革として、国と地方を法制度上、対等、協力の関係となるような事業体系と税財政制度の見直しが2000年からなされましたが、その過程では中央省庁の抵抗もあり、強固な中央集権体制を見せつけられ、地方の自由度の拡大という意味では、まだまだ不十分、道半ばです。</p> <p>国も地方も、バブル崩壊後の景気対策を公共事業に依存し続け、多額の累積債務を抱えています。自治体側では、地域の必要性よりも補助金ありきの事業選択を続けてきたことにより、経費負担が将来につけ回され、債務は増加の一途です。国に向けていた目線を地域に向け、後の世代に負担を先送りする構造を一刻も早く是正することが喫緊の課題です。</p> <p>このような状況のもと、本年6月には財政健全化法が成立し、新たに四つの指標が示されました。その指標によっては、今後、自治体が再建プランや健全化計画を策定しなければなりません。千葉市においては、四つの指標の一つである実質公債費比率が平成18年度は24.8%となっており、今後、数年は高いまま推移する見込みです。税収が歳入の50%近くを占めていると言えども、政令市移行後の都市基盤の整備という資産形成を続けてきたことが、今のような財政構造をつくり出しているのです。一たび形成された資産に関しては、将来にわたって維持管理費や補修費や改修費、最終的には解体費に至るまでライフサイクルコストを考えていく必要があります。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>将来の維持管理費や今後発生するであろう改修費、どのように対応していかれるのでしょうか。また、厳しい状況を乗り切っていくために、市民の皆さんには相当な痛みを耐えていただかなければなりません。そのためにも予算編成の過程を公開すべきであると私たち市民ネットワークでは提案し続けていますが、市長はその意思はないというのが一貫した今までのお考えです。なぜ予算編成過程を公開することができないのか、改めて伺います。</p> <p>次に、<b>第2次5か年計画</b>についてです。</p> <p>逼迫した財政状況と国からの締めつけによって、ついに千葉市の計画行政も立ち行かなくなりました。地方自治法において、自治体は計画行政が義務づけられており、千葉市も2000年に100人の市民による市民委員会にて、今後15年間の基本構想を練り、議会の議決を経て、策定しました。その構想を実現するために、事業を具体的な計画に5年ごとに落とし込んでいっているものが5か年計画で、今、その見直しが行われています。</p> <p>前5か年計画も3年目に見直しがされ、総事業費6,289億円から6,028億円へと軌道修正されていますが、今回の見直しは一層大なたを振るうものとなっています。公債費負担適正化計画を踏まえた財政フレームでは、20年度は起債が350億円に制限され、今後3年間の計画事業費を50%程度に削減することを余儀なくされたからです。この5か年の計画事業費は、5年間で4,058億円、19年度末見込みの事業費累計1,429億円で進捗率は35.2%ですから、残りの2,629億円の2分の1、つまり1,300億円分の事業を削らなければなりません。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>今回の厳しい見直しは、千葉市にとっては財政運営が問われるのみならず、市民合意をとりながら計画行政を進める手腕も試されます。次期5か年に向けてより市民意見に耳を傾ける機会とすべきであると考えますが、中止や先送りになる事業について、周知や今後の事業展開に向けての理解を得るための手法をどのように考えているのか、伺います。</p> <p>策定時に定めた市民生活指標47項目は、現在精査中でパブリックコメントの際に公表するとのことですが、その際、これまでの実績が著しく低い事業については、市民の意見が多く寄せられた場合は計画変更はあり得るのか、見解を伺います。</p> <p><b>モノレール</b>についてです。</p> <p>千葉市総合交通ビジョンが策定されました。パブリックコメントへの意見では、意見提出者20人、提出意見が76件あり、そのうちモノレール事業への意見が多数寄せられました。このビジョンでは、1976年に策定したモノレールマスタープランで想定した将来人口フレームや需要見込みなどが大幅に現状と異なることから、モノレールマスタープランにかわり、現状に即した本市の公共交通の骨格</p>
-----------	--

的ネットワークの方向性を示す必要があるとして、各地域別の方向性が打ち出されています。

市街地再開発を見込み、延伸、環状化が検討されてきたモノレール事業ですが、モノレールマスタープラン自体が破綻したことについて、行政としての検証と責任について明記されておらず、青葉病院までの延伸では、需要予測、採算性が示されないまま延伸する方向性だけを示しています。また、マスタープランの中のルートでは、スポーツセンターから稲毛方面では、モノレールを含めた交通システムの導入の可能性を検討すると淡い期待を持たせています。しかし、市は厳しい財政事情の中、第2次5か年計画の大幅な見直しがなされ、今後も長期にわたり公債費負担適正化計画などにに基づき、市債発行は制限していかねばなりません。

そこで、以下伺います。

青葉病院までの延伸について、ビジョンでも、情報公開や市民参加など各段階における透明性の確保を図ると市の考えを示しています。現在、市はルート設定をし、モノレール会社は特許申請に向けて新たな需要予測、採算性など検討中とのこと。これらの議会、市民への情報公開はいつ、どのようになされるのか、伺います。

また、延伸での会社の費用負担 41 億円の資金計画は極めて厳しいですが、市が貸し出すとなれば財源は起債を伴うこととなり、市民理解はなされないと思います。モノレール会社からの依頼があった場合、貸し付けの可能性はあるのか、市の考えを伺います。

今後の市のモノレール関連の財政的負担額はどのようになるのか、伺います。

まず、昨年、会社から無償で引き受けた資産 90 億円にかかわる今後の設備更新の内容とその費用及び財源について。

次に、もともと道路として建設し、市の所有であるインフラ施設の今後の更新内容と費用、そして塗装に関する費用は幾らか。どちらも計画のある範囲でお答えください。

見直し前の第2次5か年計画では、5年間のモノレール事業費は約 91 億円でしたが、見直しによって幾らに縮減され、平成 22 年度までの残りの3年間では幾らになったのか。また、今後の特許申請や都市計画決定などのスケジュールをお示してください。

次に、市民行政について伺います。

パブリックコメントについてです。

2006 年 4 月、改正行政手続法が施行されました。それまでも閣議決定された規制の設定、または改廃に係る意見提出手続によってパブリックコメントを実施してきましたが、改正によって法制化され、パブリックコメントの実施範囲が広がりました。制度の目的は、行政運営の公正の確保と透明性の向上、案などを意思形成過程段階で公表することで、行政機関による不当性、違法性のある命令などの策定を抑制することであり、市民が案などに対して意見を述べることで行政運営に参加するという側面は薄いと言われます。

一方、地方自治体では、行政手続法改正の検討以前からパブリックコメントの条例化が始まっており、この背景は国の法制化とは異なっています。国が行政運営の適正化という観点から行政手続法の一部に位置づけているのに対し、地方自治体は市民参加による行政運営という視点が重要視されています。これは 2000 年 4 月の地方分権一括法施行により、自治体は自主・自律的な地域運営を求められ、地域住民のニーズを踏まえた行政運営を行うため、市民参加の推進が重要な課題として認識され、市民の意見を広く聞く仕組みであるパブリックコメントの手続が行政運営の適正化だけを目的とせず、市民参加の手段として位置づけられたものです。

多くの自治体で、市民参加は政策的関心事になっていますが、市民参加を行ってこなかったときの行政運営の進め方を変えずに、意味ある市民参加を実現することは難しいものです。行政内部の仕事に市民理解を得るためには、行政の仕事を客観的に説明可能なものとし、市民意見の反映を予定した意思形成過程とするという行政運営の適正化も必要です。そうはなっていないため、市民参加としてのパブリックコメントの制度的意義に疑問を呈されることも多いのです。意見を出したのにちっとも反映させてくれない、市民の声を聞いたという行政のアリバイづくりにすぎないのではないかとといった声を聞くこともあります。しかし、制度的に確実に市民が意思決定過程に参加できる重要な機会であることは確かですから、こういった市民のむなしさ感を解消し、市民にとってよりよい制度のあり方を検討していく必要があると感じます。

そこで伺います。

千葉市においても、2004 年に策定されたパブリックコメント要綱に基づき、実施されています。2004 年、2005 年、2006 年それぞれ 11 件のパブコメが行われ、総計 2,760 件の意見提出がありました。2007

年度は既に 11 件のパブコメが実施されており、あと、ことしじゅうに第 2 次 5 年計画の見直し、市民参加及び協働に関する条例案のほか、数件のコメントが行われる予定です。4 年間に実施されたパブリックコメントの評価、また、課題などをどのように把握されているのか、伺います。

今年度策定予定の市民参加及び協働に関する条例の中で、パブリックコメントの手続が条例の中に位置づけられるとのこと。今まで要綱によって実施されてきたものと比べ、どのように充実が図られることになるか、伺います。

NPO 法人市民社会研究所というところが実際に三重県内でパブリックコメントに取り組み、その結果の検証では、文章の並べかえ、文言の整合性やわかりやすさ、語句の訂正などの軽い意見はほぼ採用され、条例や計画の基本理念にかかわる重い意見は 100%採用されなかったとのこと。

過去行われた千葉市のパブコメの中で、案の変更に至ったケースはどの程度あったのか。パブコメ案の変更をする、しないという判断はどのようにして決定されるのか、基準はあるのでしょうか。伺います。

ほかの自治体でもパブコメをより有効なものとするためにさまざまな試みが行われています。通常は、ある程度内容が固まった案が意思決定前に公表され、パブコメが募集されますが、市民意見が多様なレベルで反映されるよう、横須賀市や杉並区では、その前段階の構想検討段階手続実施について定めています。また、横須賀市では、パブリックコメント手続の予告制度も設けているとのこと。宝塚市では、第三者機関の関与という点からパブリックコメント審議会を設け、苦情の申し出ができるようになっていきます。実施状況を審議会に報告しているところもあるとのこと。また、結果と意見に対する考え方の公表は、計画等の決定を行ったときなどとされていますが、まとまり次第公表し、意見に対する行政側の考え方に疑問や異議のある市民は再度意見提出ができるようにすると、行政側に都合よく使われているとの感の解消になるのではないかと考えられます。市民参加条例に位置づけるに当たって、こういった手法を取り入れることも求めたいと思いますが、見解を伺います。

**区の機能について**伺います。

分権社会において千葉市が自立した行政を確立するためには、財政の健全化を図り、持続可能な財政構造に近づけるとともに職員の役割意識の変革も不可欠です。今まで職員の役割は事業の継続的な実施が主たる任務であり、法律や政省令や通知の理解解釈力が重視されてきましたが、分権の流れの中では、事業実施から政策立案へと役割をシフトさせていくことが千葉市を自立した魅力ある自治体にしていくことになると考えます。

今や規制緩和の濁流の中であらゆるものを民間にゆだねようという風潮がありますが、市民にとって必要なものを見据え、公が手放してはならない役割をしっかりと見きわめ、その役割を果たす新たな基盤づくりの重要な時期であると考えます。

したがって、市民の声に真摯に耳を傾け、行政情報を丁寧に説明する能力は言うまでもありませんが、課題解決をするための政策形成能力を高めていかなければならないと感じます。住民に最も身近な行政は身近な場で実施することが基本であり、地方自治の理念です。政令市である千葉市は、各区にも行政の拠点である区役所があり、まさに住民にとっては最も身近な役所であるはずですが、まだその機能を十分に果たしているとは言えません。

そこで伺います。

保健福祉センターに福祉機能が移転したことにより、区役所には空きスペースができています。ところが、その活用方法についてはいまだに結論が出されず、暫定的な利用となっています。なぜ活用方法が決められないのか、伺います。また、検討状況について伺います。

第 2 次 5 年計画見直しの背景として各区の特性を生かすまちづくりが求められてきているために、今後のまちづくりの方向性を検討するとのことですが、そのためには区行政のあり方の見直しを避けては通れません。区役所の権限や機能のあり方については、どのような検討がなされているのか。また、今後の方向性について伺います。

**次に、保健福祉行政について**伺います。

まず、**保育所のあり方について**です。

公立保育所のあり方についてのパブリックコメントが 8 月 31 日から 10 月 1 日まで実施されました。意見提出者 618 人、意見総数 912 件でした。内容ですが、民営化は保育の質の低下につながるのではないか、141 件。民営化ではなく公立での充実を求めるもの、75 件。未来を担う子供の保育教育の予算を削るのは時代に逆行している、50 件。民営化の前に大型開発をやめ、支出を削減できるのではないか、43 件など、その大半が市の示した民営化に対して、反対または不安をあらわす意見でした。

また、11月21日に開催された児童福祉専門分科会でも、多くのパブリックコメントでの市民意見を受け、さらに市民意見を十分に聞き、時間をかけて検討する必要があるとして、再度会議を設定することになりました。今議会には慎重なる検討を求める陳情も出されています。市の当初の計画では、11月の児童福祉専門分科会で承認、その後、連携保育所と民営化する保育所の選定に入る予定だったとのことです。この計画が余りに性急であるとストップがかかったわけですが、これらの意見を踏まえ、市として公立保育所のあり方を決定するには、慎重なる対応が求められます。

そこで伺います。

パブリックコメントでは民営化には多くの反対意見が出されており、細かい点での修正だけで結論を出すことは問題と考えます。これから再度、児童福祉専門分科会で審議する上でも、公立保育所のあり方については、例えば説明会の実施など、市民との十分な意見交換が必要であると考えますが、今後の進め方について伺います。

I s 値 0.3 未満の7カ所の保育所のうち、幕張第二保育所については基幹保育所として位置づけられています。しかし、ほかの6施設は今後改築が必要であり、改築をするものから民営化を図るとする市の考え方からすれば、まさにその最初の候補となります。長年にわたり市は危険な情報を開示せず、子供の安全性を先送りとし、さらに、いまだ仮設保育所の見通しも明確でない対処のまずさは極めて問題です。これ以上、父母の混乱を招いたり市への信頼を損ねることのないよう、民営化の対象から外すことを明言すべきと考えますが、見解を伺います。

保育ニーズへの公立と民間の対比についてです。市は、案の中で、延長保育、産休明け、子育て支援センターなどの実施は、民間対応が多く、保育ニーズの多様化には民間と公立の対応に大きな差があると示しています。公立で行わない理由として、児童1人当たりの費用が公立は民間の1.3倍かかるので、費用対効果で保育ニーズの多様化への対応が難しく、午後8時までの延長保育は各区2カ所で実施しているとしています。また、障害児の受け入れでは、公立128名に対して民間29名、職員構成では、公立は3歳未満児を預かる56カ所すべて看護師配置がなされているのに対し、民間は4カ所です。

これらの公立が実施してきた保育ニーズへの対応としての障害児保育や看護師配置なども、コスト数値を引き上げる一因でもありますが、保育内容の向上の視点からきちんと評価されるべきです。市は、民営化した場合、公立と同じように障害児受け入れ、看護師配置などを指導していくとのことで、1.3倍という数値はかなり接近すると思われれます。このように、市の提示した保育内容を比較する上で余り根拠のないコスト計算値で保育所のあり方を短絡的に導くことは問題と考えますが、見解を伺います。

民営化の一つの形態として、指定管理者制度の活用が示されています。これは5年間で事業者が変わる可能性があり、公立から民営化移行の際の引き継ぎに対し、市の案の中でも、共通理解のため、保護者、運営法人、市の話し合いを計画的に実施する、また共同保育をするなど、大変な取り組みが想定されています。指定管理者制度では、すべての保育者が入れかえとなるそのリスクを切りかえ時に負うことも考えられることから、保育現場にはなじまないと考えますが、いかがでしょうか。

保育の質の向上に向けて第三者評価制度の導入を求める意見は、市民からも審議会委員からも出ています。これに対し、市は、民営化実施保育所には積極的な活用の導入を義務づけて、保育の質の確保を図るとしています。9月議会で第三者評価の推進を質問したときは、実施の指導としていたものが義務づけをすると今回は踏み込んだ内容に変更されましたが、その理由と財政的な援助についての考えを伺います。

民間、公立を問わず、保育ニーズへの対応が求められますが、長年にわたり、千葉市の場合、3歳以上の主食の持ち込みを行っていますが、他都市の状況や保護者からのニーズ調査はしているのか。また、今後、完全給食にする考えはないのか、伺います。

**児童虐待防止に向けた取り組みについて**伺います。

虐待の発生予防から早期発見、早期対応、虐待を受けた子供の自立に至るまでの支援については、支援が長期にわたることから、地域の関係機関が情報や考え方を共有して、総合的に支援していくことが重要であると考えます。そのためには、それぞれの関係機関の役割分担や協力体制を明確にして、総合的な支援体制を整備することが求められています。

平成16年度に児童福祉法の一部が改正され、平成17年4月から市町村が児童相談の窓口となることが明らかになりました。政令市である千葉市は、各区が市町村の相談窓口に当たるような機能を持つことが必要であると考えます。各区の福祉事務所にある家庭児童相談室がそうした窓口としての役

割を果たすべきと考えますが、いかがでしょうか。また、子供虐待を含む要保護児童にかかわる関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として、要保護児童対策地域協議会が法的に位置づけられました。既に協議会を設置している政令市は 17 市中 11 市だそうで、千葉市は今年度中に設置予定とのことです。要保護児童対策協議会は虐待を受けた子供に限らず、非行児童、障害児童についての対応も求められますが、どのような組織を考えているのか、伺います。

協議会では、関係機関の連携や役割分担の調整を行う要保護児童対策調整機関の指定をすること、協議会の構成員に守秘義務を課すことも法律で規定されました。調整機関の指定についてですが、法律では協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童などに対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて児童相談所、その他の関係機関との連絡調整を行うものとするがあります。調整機関をどこに指定するかは、既に協議会が設置されている政令市でもかなり論議されたようです。調整機関の指定についての見解を伺います。

守秘義務が課せられることについては、民間団体を初め、法律上の守秘義務が課されていなかった関係機関等の積極的な情報交換や連携が図れるとのことで、期待されるのですが、地域で活動している児童虐待などに取り組むNPOなど民間団体を協議会の構成員として想定しているのか、伺います。

次は、**子育てフォーラム**です。

2003 年の次世代育成支援対策推進法に基づき、千葉市では夢はぐくむちば子どもプランを策定し、その中に子育てフォーラムという事業を位置づけています。このプランを策定する際に千葉市が行った子育て環境に関するアンケート調査では、いざというときに子供の世話を頼める友人、知人が近くにいないという人が 35%もいます。子育ては家庭だけでは必ず行き詰まりますから、緩やかな共助の仕組みをつくっておくと後々とっても助かります。だからこそ、子育て真ただ中の当事者が主役となって、手を取り合って企画をし、行政や社会福祉協議会などの既存団体がバックアップするような、そんな協働でつくり上げる子育てフォーラムが各地に必要です。

子育てサークルなどの子育てに関する自主的な活動は以前から比較的活発に行われていましたが、平成 18 年度には、緑区と稲毛区で地域福祉パイロット事業を活用して、さまざまなサークルが力を合わせ子育てフォーラムが開催されています。19 年度にも、同じようにパイロット事業を活用して、美浜区で開催のための準備がされていると伺っています。

そこで伺います。

子育てフォーラムは、夢はぐくむちば子どもプランの中では新規事業として位置づけられ、地域に活動しているさまざまな団体、個人が、子育て支援の情報交換の場として集うと期待されているだけに、継続的な活動としてサポートしていくことが今後の市の役割であると考えます。

そこで、せっかく芽吹いた子育て世代のつながりをプランに位置づけられた子育てフォーラムとして、今後どのように継続させていこうとお考えでしょうか。また、これらの活動は、まさに市民も市も目指している協働の一つであると考えますが、このような協働について、市や社会福祉協議会のかかわり方についてお聞かせください。

都市行政についてです。

工場における緑地面積率の緩和についてですが、対象になる特定工場は 84、そのうち、昭和 49 年の法施行前に建設された工場は 55 工場、20%の緑地面積率が適用されているのは 29 工場だそうです。緑地面積の確保は工場建設時の届け出で確認されているということですが、その後、管理保全の状況については確認されているのでしょうか。

今回の緑地面積率の緩和に伴い、工場など緑化推進要綱の改正も行われます。緑化率が市内一律 20%だったものが、工場専用地域、工場地域では 10%以上、準工場地域では 15%となりました。しかし、将来においては、緑化率が 20%以上になるよう努めることを求めており、20%に満たない不足分は敷地外緑地で補うとしています。

敷地外緑地とはどのような緑地を想定されているのか。また、事業者が敷地外に緑地を確保できない場合の手だてはどのようなものなのでしょうか。

敷地外緑地の保全については、市民の協力も欠かせないと思いますが、人材育成はどのように取り組んでいくのでしょうか。

第 2 次 5 年計画の見直しの中で、里山の保全が全部先送りされております。里山、街山、谷津田など、市が保全を進めるすべての緑地については、市内で横断的に取り組み、人材育成、保全のあり方検討など、全庁的に取り組むことが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

### 建設行政についてです。

11月21日の朝日新聞の夕刊に、暴走自転車の摘発がふえ、そのうち約半数が未成年者であるという記事がありました。千葉市においても、市内の人身事故に占める自転車事故の割合は年々増加し、ことしは既に5名の死亡事故があります。自転車の走行ルールについては、例えば、原則車道通行であるにもかかわらず歩道通行が横行しているなど、ルール自体を正確に理解していなかったり、違反をしているという自覚が持たなくて、なかなか守られていないようにも感じます。自転車走行ルールについて学ぶ機会が少ないからでしょうか。環境に優しく、健康にもよいとされる自転車の利用促進を進めるために、自転車の安全対策について伺います。

初めに、安全教育の取組状況についてですが、自転車のルールを市民に伝えるためにどのような取り組みが行われているか。子供たちが学ぶルールは地域に密着したものが望ましいが、プログラムはどのように組み立てられているのか、伺います。

法律の改正により、地域交通安全活動推進委員の活動内容の見直しがされましたが、どのような役割を担っていくのでしょうか。

次に、走行環境についてです。

自転車の安全対策については、マナーの改善や安全教育などのソフト面の施策と合わせてハード面である走行環境の整備も大事ではないでしょうか。国では歩行者、自転車が安全に通行できる自転車通行環境の整備を全国的に広めていくため、自転車走行空間のモデル地区を募集しています。

そこで伺います。

モデル地区の選定条件と地域の発意で応募できるのか、及び地区選定に関して現在の本市の取組状況についてお聞かせください。また、千葉市の道路事情の中で走行環境の整備として、どのような整備方法をお考えでしょうか。

### 環境行政について伺います。

ごみ処理基本計画が公表され、具体的な取り組みが始まって半年以上が経過しました。夏に行われた早朝啓発には約3,000人の職員も参加されたとのこと。それぞれ参加された職員は地元の方と事前打ち合わせをするなど、職員の方の意識改革にもつながったのではと感じています。また、翌日の新聞各紙にも大きく取り上げられ、市民への周知にもそれなりにつながったのではとも思います。

しかし、この早朝啓発に約950万円の費用がかけられていることを考えると、きちんとした効果の把握が必要です。焼却ごみの総量については毎月ホームページで公表されていますが、今後、組成分析が行われれば、どれほどの古紙、布類の削減につながっているかも明らかになると思われます。早朝啓発に関しては、どの程度の人と会えたのかなど、効果の把握はされているのでしょうか。参加職員からの報告はどのようなものだったのでしょうか。また、地元の方も3,200人以上が参加されたようですが、これらの方からの報告は得ているのでしょうか。

現在は、紙ごみ、殊に雑紙の分別に力点を置いているとのことですが、それはきちんと市民、事業者及び収集業者に伝わっているのでしょうか。雑紙の分別についてはいろいろ周知も行われているようですが、いざ分別するとなると、どこへ入れたらいいのかよくわからないという声も聞きます。よりわかりやすい分別指導があればと思いますが、何か工夫を検討されていますか。

現在、ステーションでの古紙、布類の分別回収は、再資源化事業協同組合との協定を結んでの実施となっています。古紙、布類の値段が高下した場合の対応はどのようになっているのでしょうか。

地域には、廃棄物適正化推進員の制度があります。早朝啓発に参加された推進員の方も多かったように伺っていますが、これらの方の活動はどのようなものなのでしょうか。焼却ごみ3分の1削減計画は市を挙げてのものです。推進員の方たちはどのように関わっているのでしょうか。

ごみ処理基本計画の中では、地域ごとの廃棄物管理も挙げられています。私たちも計画策定に際して、地域ごとの計画を提案してきました。地域ごとの廃棄物管理はどのように進めていこうとしているのか、進捗状況について伺います。

### 経済行政についてです。

千葉大学連携型起業家育成施設、すなわち亥鼻イノベーションプラザへの入居者がほぼ決まったようです。こうした先進技術関係施設の設置に関しては、市で環境保全対策指導指針をもって指導していると聞いています。指針に基づく環境保全対策概要書によると、遺伝子組み換え実験など、生物の適正管理に関しては、千葉大学の安全管理規定に準じた対応をとるものとされています。しかし、遺伝子組み換え生物の取り扱いについて、千葉大学で不適正な取り扱いがあったと聞いています。詳細を御説明ください。また、このような事態について市はどのように考えますか。さらに、インキュベ

ーション入居者が同様に不適正な取り扱いを行わないようにするには、どんな配慮や取り組みが必要であると考えますか。

環境保全対策概要書によると、入居者は環境保全・安全管理計画を立ててインキュベーションマネージャーに届け出ると記載されていますが、市は千葉市産業振興財団から派遣しているインキュベーションマネージャーを通じてそれを受け取り、把握するものと理解してよろしいですか。これから入居が始まっていくようですが、市はどの段階で、環境保全・安全管理計画確認をするのでしょうか。

千葉大亥鼻イノベーションプラザにおける市の経済的負担は、入居者への賃借料補助のほか、千葉市産業振興財団から派遣しているインキュベーションマネージャー2名の人件費と交通費 1,851 万円であると聞いています。インキュベーションマネージャーには、彼ら一人一人が持つネットワークを生かして、市場ニーズの把握、技術開発から市場化に向けた総合的な支援が求められており、インキュベーションマネージャーへの期待は大変大きいものです。機構による入居者へのアンケートや財団の事業可能性評価委員会も開催されているようですが、インキュベーションマネージャーの取組状況と成果について、市はどのように評価し、把握していくのでしょうか。

#### 次に、農政について伺います。

本年度は、私は議会推薦の農業委員を拝命し、農地パトロールや農業者の皆さんとの懇談会に参加することによって、千葉市農業の深刻な状況を身をもって感じています。特に、農地パトロールで目にするセイタカアワダチソウが生い茂った耕作放棄された農地は、千葉市民の資産として復活できるか否かの瀬戸際にあると感じます。国の農業政策は大規模化を目指して集落営農化を推し進めようとしていますが、どうも千葉市の農業者の実態にはそぐわないような気がします。

一方では、都市住民の帰農意欲が芽吹き始め、中国野菜の残留農薬や相次ぐにせ表示事件から、食の安全への期待感が高まり、消費者はできるだけ身近な顔の見える生産者を求め始めています。スーパーマーケットでも地元野菜のコーナーは人気がありますし、JAがことしオープンさせたしよいか一ごも大好評であると聞いています。千葉市の今後の農業振興において遊休農地をどのように解消していくか、以下、伺います。

昨年度の調査で明らかとなった千葉市内 591 ヘクタールの遊休農地について、今後、農用地として利用促進を図るべき農振農用地区域内の要活用農地は 139 ヘクタールですが、残りの 452 ヘクタールは農振農用地区域外にあって、原野化しているものも見受けられます。

このような遊休農地は雑草の繁茂や病害虫の発生など、近隣農地への悪影響や農地の集団的利用に支障を来すなど、営農環境を阻害する要因となります。これら耕作放棄されている農地への今後の対応策について、お考えをお聞かせください。

また、後継者不在の現状から、今後、遊休農地となるおそれのある農地もあると思われませんが、その対応についてもどのようにされるのか、お聞かせください。

農村環境に対する評価が高まっており、遊休農地も含めた農村の多面的機能をとらえて、より質の高い農村環境としていくためには、都市住民が保全活動に参加していくことが必要だと感じます。平成 19 年度より農地・水・環境保全向上対策事業ができ、農村の自然や景観を守る地域共同活動が始まっていますが、千葉市の状況と今まで取り組んできた環境保全型農業への広がりについての見通しはいかがでしょうか。また、千葉市農村の多面的機能をどのようにとらえているのか、伺います。

遊休農地が増加した大きな要因は、農業の担い手不足であり、未来の担い手としての新規就農者への期待があります。一方、農村女性の果たす役割も大変大きなものがありますが、農村における女性の農業経営や地域社会への参画促進についてはどのように進めていかれるのか、お考えをお聞かせください。

#### 教育行政についてです。

初めに、**千葉市学校教育推進計画**について伺います。

2006 年に改正された教育基本法では、17 条第 2 項に地方公共団体は政府の定める教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するように定めなければならないとされました。これは、教育基本法改正への反対意見の中でも、教育における地方分権に逆行するものと問題点を指摘されたものです。

現在、千葉市では、学校教育推進計画懇話会において、2007 年度の中間報告に向けて、千葉市はぐくむ子供像や今後の学校教育の目標についての協議が進められており、2008 年度には施策体系などについてその検討が行われる予定と伺っております。

国会での審議の中では、国が作成する教育振興基本計画と地方が定める基本計画との内容が沿わな

くても、計画は法令ではなく、国会への報告事項なので是正の要求の対象ではないとの判断が示されています。現在、文部科学省では、振興計画策定に向けて意見募集が行われており、検討に当たっての基本的な考え方、重点的に取り組むべき事項についての案が公表されていますが、しっかりと千葉市の子供たちの現状を把握し、地域の自主性、独自性を生かしたものであってほしいと思います。

千葉市学校教育推進計画策定の背景と現在策定しなければならない必要性は何でしょうか。

計画策定に当たって、千葉市の教育の現状と課題をどう把握されているのでしょうか。

懇話会での話し合いでは、どのような意見が出ているのでしょうか。

推進計画策定に当たり、小中学生、高校生、保護者、教員、一般市民向けにアンケートが行われたとのこと。どのような目的を持って行い、どのような傾向が見られたのでしょうか。

このような計画が策定されつつあることは、多くの市民にも周知をし、意見を把握する必要があると考えます。最終案のパブリックコメントだけでは、市民意見の把握としては不足していると思われる。今後の周知と意見把握に向けてのお考えを伺います。

**放課後子ども教室**についてです。

本年6月から千葉市内のすべての小学校で放課後子ども教室が始まりました。放課後児童健全育成事業との連携や学習アドバイザーの創設、事業の位置づけなどが過去3年間行われた地域子ども教室とは異なり、当初、当事者は戸惑いながらも活動を軌道に乗せようと努力しているところです。地域性により、それぞれの小学校ごとにかかわる人材や活動の内容など個性がありますが、コーディネーターやボランティアの方々が子供たちの居場所づくりがよりしやすい体制を教育委員会としてつくっていくことが必要です。

しかしながら、一方では、学校が担うことで子供の放課後がマニュアル化され、子供時代の貴重な自由が限られたものになりはしないかという思いもぬぐい切れません。このような事業を学校という場に限り行うことが果たして最善なのかどうか、議論の余地があると感じているところです。

そこで伺います。

学習アドバイザーの設置については国からの押しつけのようにも感じましたが、どのような方々がアドバイザーとしてかかわっているのか。また、学習の機会をどのように持っているのか。また、参加している子供たちの状況についてお聞かせください。

学校ごとに年間6万円の消耗品費が与えられ、活動内容によって必要なものを随時そろえることができます。ところが、その使い方については、千葉市の指定業者を通さなければならないとのことで、近くの店舗で手にとって調べながら自由に購入することができず、また、入手するまでに時間がかかり、非常にやりにくいとのこと。各校、千葉市の物品購入と同じような手続をこのような事業でもとらなければならないのでしょうか、見解を伺います。

今後、このような放課後の子供の居場所事業をどんなふう展開させていこうとお考えか、伺います。

最後に、**青少年行動計画**についてです。

平成18年3月に青少年育成の指針を改訂し、その指針に基づいて、このたび青少年行動計画案が公表され、現在パブリックコメントが行われています。この計画は6歳から24歳までを対象にしており、社会経済状況から就業構造が変化する中で、指針にはなかった職業観の育成と就業支援の推進が基本目標に加わっています。自立に向けた取り組みを社会全体でサポートしていこうということです。このように、今まで指針にあった学校や家庭、地域に加えて就業が加わったことにより、一層幅広い受け皿で青少年の健全育成を推進することが必要であると考えます。

そこで伺います。

千葉市の青少年育成に関する最大の課題をどのようにとらえているか、お聞かせください。

新たに職業観の育成と就業支援の推進が加わりましたが、プランによると、中学生のキャリア教育プロジェクトは19年度で終了となっています。20年度以降の取り組みについて伺います。

一度に大勢の子供たちの職業体験をさせるために職場の確保が必要ですが、事業が成熟するまでには、受け入れ体制を整えるための支援が必要であると感じます。教育委員会の支援体制や支援内容についてお聞かせください。

10月にオープンした子ども交流館は、青少年の居場所としても期待されています。積極的に活用できるような具体的な事業を計画の中に盛り込むべきと考えますが、教育委員会としては、どのような活用方法を想定しているのか、伺います。

以上で、1回目の質問といたします。



鶴岡市長

ただいま市民ネットワークを代表されまして、福谷議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えをいたしますが、その前に、この三位一体改革等をめぐって御意見がありましたけれど、私のこれまで市長としてやってきた感じでいきますと、現在、市の仕事について、市がやりたくない仕事に補助金がつくとか、押しつけられるというようなことは今は完全にないです。逆に、市が主体的に計画をつくって、それに各省も本気になって相談に乗ってくれて、いろいろな交付金制度等を活用してくれていまして、かつての補助金行政時代よりは、やはり改革の方向としては正しい方向に歩んでいるんじゃないかと思っていますので、ちょっと先に述べさせていただきます。

それではお答えします。

初めに、[財政について](#)です。

まず、[施設の維持管理費への対応について](#)ですが、現在、本市では 115 の施設に指定管理者制度を導入し、効率的、効果的な管理運営に努めているほか、他の施設におきましても事務事業の見直しを行い、経費の節減に努めながら、適切な維持管理費を確保することとしております。また、施設の改修については、市有建築物保全情報システム等を活用し、計画的な修繕に取り組むこととしております。

次に、[予算編成過程での内容の公開について](#)ですが、内容を公開することはいわば政策決定過程を公開することであり、市民の方々に誤解や混乱を招くおそれもありますので、公開をする考えはありません。

次に、[第 2 次 5 か年計画の見直しについて](#)お答えします。

まず、中止や先送りとなる事業の周知等についてですが、今後、計画の見直し案についてパブリックコメントを実施することにより、市民の皆様にも周知するとともに、広く御意見を伺うこととしております。また、計画決定後は市政だよりやホームページ、出前講座などを活用し、より多くの市民の皆様にも周知し、御理解をいただけるように努めてまいります。

次に、[市民生活指標に対する市民意見について](#)ですが、実績の低い理由や財政フレームなどを勘案し、検討することになると考えております。

次に、[パブリックコメントについて](#)お答えします。

まず、実施後 4 年間の評価と課題についてですが、これまで施策案のみならず、その概要、趣旨、背景などを合わせ、公表するなど、市民にわかりやすい手続となるよう工夫してきたところであり、着実に浸透してきたものと考えております。引き続き、多くの市民の皆様から御意見をいただけるよう工夫してまいります。

次に、[パブリックコメント手続を条例に規定することにより充実する点について](#)ですが、手続自体は現在の要綱と同様ですが、条例に規定することにより、対象施策を初め手続の内容がこれまで以上に明確となり、市民の関心が高まるものと考えております。

次に、[施策案の修正箇所数](#)ですが、平成 16 年度が 17 カ所、平成 17 年度が 71 カ所、平成 18 年度が 23 カ所で、合計 111 カ所となっております。また、修正するかどうかの判断については、施策をよりよいものとする観点から個々の意見について検討し、判断していくものであり、あらかじめ基準を設けられるものではないと考えております。

次に、[パブリックコメント手続にさまざまな手法を取り入れることについて](#)ですが、本市ではこれまで施策に応じ、パブリックコメント手続に加え、市民アンケートや関係団体へのヒアリングなどをあわせて実施するとともに、公表内容について工夫してきたところですが、引き続き他都市の事例等について調査研究してまいります。

ここで若干付言をさせていただきますと、私自身は、今のパブリックコメントで十分市民の意見が聞けているという感じが持たないときが時々あります。ですから、これからはぜひインターネットモニター制度を早く普及して、直接こちらから発信をして意見を聞くということをもっと早く実施したいと。そうしないと、全部の市民の意見が本当にそのパブリックコメントに出ているんだろうかと。黙っている人の中に反対している人もいるし、賛成している人も残っているんじゃないかという、いつもそういう気が、結果を聞いているとありまして、まだ先のことですけど、そういう努力もこれからしたいと思っています。

次に、[区の機能について](#)お答えします。

[区役所の空きスペースの活用](#)の検討状況については、政令市移行後 15 年を経過した中での区行政にかかわるさまざまな環境の変化等も踏まえ、将来を見据えた有効な活用方法について検討を進めてお

ります。具体的には、個人情報保護を求める市民意識の高まりの中で、プライバシーに配慮した個別相談に対応できるスペースの確保やIT化に伴うシステム機器の増加等による狭隘な執務環境の改善を図るとともに、市民生活に直結する業務のさらなる拡充等について検討してまいりたいと考えております。

現在、4カ所の福祉事務所が既に保健福祉センターになりまして、その部分について率直に言って、少し、今現在の利用というのは御批判のとおりだろうと思います。なるべく今年度中に方針を決めて、新年度からはより有効に利用できるように、さらに努力をしたいと考えております。

次に、**区役所の権能及び機能のあり方について**ですが、これまで、本市では、市民に身近な行政サービスについては、できる限り区役所で行うことを基本に権限移譲や機能強化に努めてまいりました。今後も市政を取り巻く環境の変化や市民ニーズを踏まえ、さらなる市民福祉の向上と簡素で効率的な行政運営体制の確立を目指し、区行政のあり方について検討してまいります。

次に、**保育所のあり方について**お答えします。

まず、市民との十分な意見交換についてですが、社会福祉審議会児童福祉専門分科会は幅広い分野の方々で構成されており、現在パブリックコメントの意見を踏まえ、審議いただいているところです。今後も引き続き策定に向け、十分審議していただけるものと考えています。この案は市として基本的な方針を定めるものであり、今後、具体的に民営化を実施する際には十分な期間を設け、保護者等の理解が得られるよう説明会を開催するなど、慎重に対応していきたいと考えております。

次に、**幕張第二保育所を除く6カ所の保育所の民営化について**ですが、耐震対策に係る仮設施設は、公立で10年リースにより建設することとしています。その後のことにつきましては、先ほど言いました基本方針等を踏まえまして、民営化全体の中でこの6カ所の保育所についても検討したいと考えております。

次に、**運営費の公民比較について**ですが、公立保育所のあり方は、公立、民間の役割分担を明確にし、それぞれの役割や機能を十分発揮し、連携を図りながら保育を充実させようとするものであり、コスト比較による経費削減だけを目的としたものではございません。

次に、**指定管理者制度の活用について**ですが、本市の民営化においては民設民営を基本と考えています。

次に、**第三者評価制度の導入について**ですが、第三者評価の推進については、保育の質を確保するため、できるだけ実施することが望ましいと考えております。民営化を円滑に移行し、より充実した保育所運営を行うため積極的な活用をすることとしています。

次に、**3歳以上児の完全給食について**ですが、保護者からの要望は調査しておりませんが、政令市17市中、本市を含めて10市が副食給食としています。また、3歳以上児については、3歳未満児の離乳食などと異なり、保護者に負担をかけることなく主食を持参できることから、現在のところ完全給食は考えておりません。

次に、**都市行政に関係しまして、工場における緑地面積率の緩和等について**お答えします。

初めに、緑地面積の管理保全状況の確認についてですが、企業動向調査のための企業訪問や産業用地情報収集活動の際、工場の緑地等の現況確認も行っております。

次に、**敷地外緑地とはどのような緑地かについて**ですが、事業者が工場等の敷地外に求める緑地で、所有権や借地権を有する市内の樹林地や緑化可能な土地を対象としております。

次に、**事業者が敷地外に緑地を確保できない場合の手だてについて**ですが、事業者が公園緑地、市民の森、保存樹林などの維持管理をみずから行うことや公園緑地の清掃協力団体を初め、里山、谷津田で活動しているボランティア団体への財政的あるいは人的支援を行うなど、幅広く考えています。

次に、**人材育成、保全のあり方の検討など、全庁的に取り組むことが望ましいとのことについて**ですが、人材育成については、現在、各部局でそれぞれの業務に適した人材育成を行っております。また、関連する部局間で保全施策の検討を進めております。今後とも、各部局で連携し、育てた人材や各種保全施策を活用してまいりたいと考えております。

次に、**自転車の安全対策について**お答えします。

まず、**自転車のルールを市民に伝える取り組みについて**ですが、市ホームページや交通安全広報誌マイロードちばにより、自転車の安全利用のPRに努めております。また、主に小学校高学年を対象に、自転車の正しい乗り方などについての交通安全教室を実施するほか、中学校、高等学校へはルールやマナーの向上を図るためのポスターを配付するとともに、交通安全指導の徹底を依頼しております。

次に、交通安全教室のプログラムについてですが、交通安全教室を委託している財団法人千葉市交通安全協会の安全交通推進員は、内閣府が実施する交通安全指導者養成講座を受講しており、プログラムは、この講義内容に基づき市内の交通事故の発生状況などを勘案し作成しております。なお、市内における交通事情には地域別に大きな相違はないものと考えているところから、地域別のプログラムの作成は現在のところ考えておりません。

次に、地域交通安全活動推進員の役割についてですが、その活動内容は道路交通法で規定されており、交通安全教育や広報・啓発活動、住民からの交通相談などです。今回の法改正で活動内容に自転車利用者対策が加えられたことにより、自転車利用の安全により一層寄与することが期待されております。

次に、走行環境のうち、モデル地区の選定条件及び取組状況についてお答えします。

まず、選定条件についてですが、道路管理者と警察で現地調査を実施した地区を含むこと、自転車道の整備または自転車レーンの設置のいずれかの対策を内容とすることなどが要件となっております。また、本市と警察及び千葉国道事務所などで構成する協議会においてモデル地区を選定することとなっておりますので、地域の発意で応募することはできません。

次に、本市の取組状況につきましては、この協議会において現在モデル地区の選定作業を行っております。

次に、自転車走行環境の整備についてですが、既存の車道または歩道の一部を路面表示や縁石などで分離する方法を検討しております。

次に、遊休農地の活用についてお答えします。

まず、要活用農地以外の遊休農地の対応についてですが、要活用農地と同様、担い手への農地の利用集積を図るとともに、農地所有者の意向を踏まえ、地域の農業環境を阻害しないことを前提に市民農園や株式会社等の新規参入区域を設定し、地域の実態に即した利活用を図ってまいります。

次に、遊休農地となるおそれがある農地についてですが、遊休農地の発生防止には農地パトロール等により不作付農地の状況を把握するとともに、所有者の意向などの現況確認を行い、利用権設定や農地銀行の活用等に対する指導、相談が必要と考えております。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてですが、今年度から市内 12 地区、面積で 230 ヘクタールの区域において、地元自治会、子供会や学校などが農業者と一体となって、農道、用水路等の草刈りなどの共同活動を行っております。

次に、環境保全型農業についてですが、これまで出荷組合や栽培品目別に普及を図ってまいりましたが、今後は地域や集落単位での取り組みへと誘導し、環境保全型農業を一層推進してまいりたいと考えております。

次に、農村の多面的機能についてですが、農産物の供給機能のほか、田園景観の形成、自然環境の保全や地下水の涵養、さらには地域文化の伝承などがあり、市民生活にとって重要な役割を担っております。今後も本市農業の持続的発展を図り、農業、農村の持つ多面的な機能を高めてまいります。

最後に、女性の農業経営等への参画についてお答えします。

認定農業者説明会や巡回指導等を通じて、女性の認定農業者の拡大や家族経営協定の締結など、農業経営への参画について数値目標を定め促進しております。また、いずみグリーンビレッジ事業において、女性による農産物加工品づくり等を進めており、今後はレストラン運営などを行い、女性の参画による地域社会への取り組みを進めてまいります。

以上で、答弁を終わります。

私の答弁以外につきましては、両副市長並びに教育長から答弁いたします。

林副市長

市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、モノレールについてお答えします。

まず、需要予測や採算性などの議会や市民への情報公開についてですが、現在、千葉都市モノレール株式会社は軌道法第3条に基づく特許申請の資料作成を行っているところであります。この資料作成後、議会への説明を初め、情報公開を行いたいと考えております。

次に、延伸に要する資金の会社への貸し付けについてですが、国の助成制度の活用を前提に資金計画や収支計画を検討する中で、会社の負担額、市の貸し付けの必要性などについて総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、市の所有する資産の今後の設備更新についてですが、まず、インフラ外資産につきましては、電力管理システム、変電所の変圧器、高圧配電線、通信線などで、平成 43 年度までに約 90 億円の費

用を予定しております。この費用の財源ですが、2分の1をモノレール基金から充当することにしております。

次に、**インフラ施設**ですが、軌道の分岐設備及び駅の転落防止床にかかわるもので、平成30年度までに8億円程度必要と考えております。また、支柱と軌道げたを腐食による損傷から防止するため、塗りかえ塗装を施す必要があり、平成9年度から年に1億円から3億円で実施しております。これらの施設や設備の維持管理、設備更新は、安全性、定時性の確保につながる重要なものでありますので、千葉都市モノレール株式会社と連絡を密にし、適切な対応に努めてまいります。

次に、**第2次5か年計画の見直しによる事業費とスケジュール**についてですが、見直し前の平成18年から平成22年度までの事業費は91億円でしたが、見直しによりまして、18年から22年度まで12億4,200万円となり、20、21、22年度では9億700万円といたしました。また、スケジュールですが、平成20年度に特許取得、都市計画決定、その後、工事施工認可、事業認可などの手続を行い、平成22年度には工事に着手し、平成28年度末の開業を予定しております。

次に、**ごみ処理**についてお答えいたします。

まず、**早朝啓発のうち啓発効果の把握**についてですが、パンフレット9万8,000部を市民の皆さんに配付することにより、古紙分別の周知が図られたところでございます。

次に、**参加した地域の方々や市職員からの報告**についてですが、町内自治会からの説明会の開催要請や焼却ごみ3分の1削減に協力したいなど、積極的な御意見をいただいたところでございます。

次に、**雑紙の分別が市民、事業者及び収集業者に伝わっているか**についてですが、多くの市民や事業者の方々から古紙の分別についての問い合わせをいただき、その手ごたえを感じております。また、古紙、布類の収集業者につきましても、研修会を実施し、周知を図っているところです。

次に、**雑紙の分別がわかりにくいという市民への対応**についてですが、町内自治会での説明会など、さまざまな機会や広報媒体を通して周知ができるように進めてまいります。

次に、**古紙、布類分別収集で、古紙価格が高下した場合の対応**についてですが、古紙、布類分別収集に係る業者への補助金につきましては、古紙等の資源物の市況を反映して毎年補助金の適正化を図っております。

次に、**廃棄物適正化推進員の活動**についてですが、ごみ排出ルールの指導啓発など、各町内自治会における清掃活動のリーダーとして活動していただいております。また、**一般廃棄物ごみ処理基本計画へのかかわり**についてですが、計画の推進には、市民と市の密接な連携が不可欠でありますので、それを担う一員として位置づけております。

次に、**地域ごとの廃棄物管理**についてですが、小学校区や町内自治会などの単位でごみ収集データを把握することにより、地域ごとの排出状況を管理することは、きめ細かな指導が可能となることから、今後検討していくこととしております。

続きまして、**千葉大玄鼻イノベーションプラザ**についての御質問にお答えします。

まず、**千葉大における遺伝子組み換え生物の不適正な取り扱いの詳細及びこの件に対する市の見解**についてですが、千葉大学では、平成17年1月から平成19年3月にかけて実施した実験のうち1件が本来、文部科学大臣の確認が必要な遺伝子組み換え生物を大臣の確認を受けないまま学内の承認のみで使用して、文部科学省から厳重注意を受けております。

本市におきましては、千葉大学に対し、本件の経緯、原因、周辺環境への拡散に関する事情聴取を行うとともに、安全管理規定の再確認等により再発防止に向けた対応をとるよう要望いたしました。千葉大学からは、既に学長名で今後このようなことがないように再発防止の徹底及び法令等を遵守した実験に努めると報告をいただいております。なお、文部科学省による現地調査の結果、遺伝子組み換え生物等の外部への拡散はなかったことが確認されております。

次に、**入居者の適正な取り組み**についてですが、入居者が環境保全に係る各種法令等を遵守し、かつ、千葉大学の環境保全及び安全管理に係る各種規定等に準じた事業活動を行うよう、機構が指導監督することを基本としておりますので、機構に対し、適正な運用を求めていきたいと考えております。

次に、**環境保全・安全管理計画**についてですが、この計画は千葉市先端技術関係施設の設置に関する環境保全対策指導指針に基づき、機構が作成した環境保全対策書及び環境保全対策マニュアルに基づき、入居者が作成し、自主的に履行するためのものであります。指針では市への提出を求めておりませんが、施設の適切な管理運営の観点から計画内容を把握、確認する仕組みを検討してまいります。

最後に、**インキュベーションマネージャーの取組状況等**についてですが、3か月ごとに提出される活動報告により、入居者に対する助言、指導等の内容について確認するとともに、必要に応じて機構や

	<p>インキュベーションマネージャーからのヒアリングを行うなど、取組状況の把握に努め、その成果に対する評価等を実施してまいります。</p>
<p>藤代副市長</p>	<p>市長答弁以外の所管についてお答えをいたします。</p> <p>初めに、<a href="#">児童虐待防止に向けた取り組みについて</a>お答えをいたします。</p> <p>まず、<a href="#">各区の家庭児童相談室の果たすべき役割について</a>ですが、平成16年度の法改正では、市民に身近な各区の家庭児童相談室では虐待の防止や早期発見、比較的軽微なケースへの対応を行います。一方、児童相談所では、専門的な知識や技術を必要とする重篤な事例への対応や区の後方支援に重点化することなど、それぞれの役割が明確化されました。</p> <p>本市においても、区の家家庭児童相談室で児童の養育に関するさまざまな相談を受けておりますが、虐待などに関する児童相談体制のさらなる充実強化を図るため、そのあり方について検討してまいります。</p> <p>次に、<a href="#">要保護児童対策地域協議会の組織</a>ですが、構成員は児童福祉、保健医療、教育、警察、司法、人権擁護、DV防止などの関連分野から選出することとし、組織は関係団体の代表者による会議、実務担当者による会議、担当者レベルで個別の事例について検討する会議を予定しております。</p> <p><a href="#">事業内容</a>は、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議などを行います。</p> <p>次に、<a href="#">調整機関の指定について</a>ですが、調整機関は多くの関係機関等から構成される地域協議会が効果的に機能するため、協議会に関する事務を総括するとともに、運営の中心となって関係機関の役割分担や責任体制の明確化などの業務を担うものであることから、その業務を遂行するにふさわしい機関を指定する必要があると、現在、検討を進めているところであります。</p> <p>なお、<a href="#">協議会の構成員</a>には、児童虐待などに取り組む民間団体からの選出も考えております。</p> <p>最後に、<a href="#">子育てフォーラムについて</a>の二つの御質問は関連がございますので、あわせてお答えをいたします。</p> <p>子育てフォーラムは、地域における子育て支援の輪の拡大や子育て支援のネットワークの構築を目的とし、地域の関係団体が集い、連携を図る場であり、市は必要に応じ、情報の提供や助言、活動の場の確保など、活動が継続できるよう支援してまいりたいと考えております。</p> <p>また、社会福祉協議会は地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられ、幅広い住民参加のもと、子育てフォーラムを初めとする多様な団体や機関と連携、協働し、地域福祉を推進する役割を担っております。</p>
<p>教育長</p>	<p>初めに、<a href="#">千葉市学校教育推進計画について</a>の御質問にお答えいたします。</p> <p>まず、<a href="#">策定の背景</a>ですが、少子・高齢化や高度情報化社会の進展など、子供たちを取り巻く環境が大きく変化しており、こうした中で今後の新しい時代に対応した教育の充実、振興が求められております。また、国においては、昨年12月に教育基本法の改正が行われるとともに、その後の教育関連3法の改正を経て、現在、学校学習指導要領の改訂に向けた審議が行われております。こうした大きな変革の時期をとらえ、平成20年度末を目途に千葉市学校教育推進計画を策定することとしたものであります。</p> <p>次に、<a href="#">本市の教育の現状と課題の把握について</a>でございますが、本市では、平成12、13年度に全国に先駆けて学校教育改革会議を立ち上げ、わかる授業、楽しい教室、夢広がる学校づくりの実現に向けてさまざまな教育施策を展開し、多くの成果を挙げているものと認識しております。また、これまでの取り組みの成果を踏まえ、今後、さらなる教育の充実を図ることを課題としてとらえております。</p> <p>次に、<a href="#">懇話会における意見について</a>でございますが、懇話会では、千葉市の子供たちの実態や千葉市の子供たちに身につけさせたい力などについて、幅広い視点から御意見をいただいております。その中で、子供たちに好奇心や忍耐力、規範意識などをはぐくむことが大切であること、学校と家庭、地域がそれぞれ役割を果たし、互いに連携して子供を育てることが必要であることなど、多くの意見が出されております。</p> <p>次に、<a href="#">意識調査の目的と回答の傾向</a>でございますが、今回の意識調査は、児童生徒、保護者、教職員及び市民の学校教育に対する意識、実態等を把握するために実施したもので、計画策定の資料として活用してまいります。現在、調査結果の分析を行っているところでありますが、単純集計結果からは、学校生活を楽しいと感じている子供が多いこと、朝食をとる小中学生の割合が全国に比べて高いことなどの傾向が見られております。</p>

次に、**今後の市民への周知と意見把握について**ですが、教育委員会のホームページで公表するとともに、教育広報誌等を通して、市民、保護者等への周知を図ってまいりたいと考えております。また、計画の策定に向けてパブリックコメントを実施するとともに、必要に応じて説明会等を実施し、広く市民の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

次に、**放課後子ども教室について**お答えいたします。

まず、**学習アドバイザーについて**のお尋ねは関連がありますので、あわせてお答えいたします。

学習アドバイザーとしては、大学生、退職教員及び地域の方々等に活動いただいております。子供たちの自主性を尊重しつつ、地域の実情に応じて楽しく学習に取り組めるような工夫がなされております。なお、放課後子ども教室には約 8,200 人の子供たちが参加しておりますが、その大多数が学習の場に参加している状況にあります。

次に、**物品調達の手続について**でございますが、放課後子ども教室の事業経費は本市の予算に計上されていることから、千葉市予算会計規則に基づいた手続により執行するよう各教室に指導しております。今後とも適正な手続により執行してまいります。

次に、**放課後の子どもの居場所事業の今後の展開について**でございますが、放課後の子供たちの居場所づくりは、児童の安全確保や健全育成の観点から重要な事業でありますので、地域の方々の協力をいただき、引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、**青少年育成行動計画について**お答えいたします。

まず、**本市の青少年育成に関する最大の課題について**ですが、教育委員会においては、平成 16 年度と 18 年度に青少年や保護者等を対象に実施した基礎調査などから、家庭教育力の向上、活力ある地域づくり及び体験活動の充実などが青少年健全育成の重要な課題であるととらえております。

そこで、青少年育成行動計画においては、家庭内のコミュニケーションの促進、青少年の居場所づくり、自然の中での体験活動の推進などからなる 23 の基本施策を掲げ、本市青少年の健全育成に取り組むこととしております。

次に、**平成 20 年度以降のキャリア教育実践プロジェクトの取り組みについて**でございますが、本市では、従前より勤労観、職業観の育成を目指し、中学校における職場体験を推進してまいりましたが、平成 17 年度から 3 年間、文部科学省からキャリア教育実践プロジェクトの地域指定を受け、連続 5 日間以上の職場体験活動を実施しております。本事業については、平成 20 年度以降も継続、発展させるための概算要求が行われており、本市といたしましても、文部科学省に対して事業への参加の意向を伝えるとともに、今後も職場体験活動の一層の充実を図ってまいります。

次に、**職場確保のための支援体制や支援内容について**でございますが、本市では、職場体験活動の一層の推進を図るため、平成 18 年度に中学校や公共職業安定所などの関係機関、商工会議所等の商工団体、PTA 連絡協議会等の地域団体の代表者からなるキャリア・スタート・ウイーク実行委員会を設置し、受け入れ先となる事業所の確保を初め、学校への支援体制の強化に努めております。

最後に、**子ども交流館の活用方法について**でございますが、子ども交流館については、青少年行動計画の中において視点 3、ふれあいと活力ある地域づくりの基本施策、青少年の居場所づくりに位置づけております。今後は、青少年の居場所の一つとして青少年育成関係団体等に PR してまいります。

福谷

御答弁ありがとうございました。

市長より、補助金行政の時代に比べて随分よくなった、国の方向など見ていないという、そういう御答弁がありました。それは認識が違うということです。そこが実は大きな問題で、この認識が違うから、私はそれはそのままではいいとは思いません。これを埋めていく努力を行政としてしなければいけないと思います。まさに今問題にしているのは、そこで、いかに説明責任を果たすか、そして意思決定過程の様子を見せていって、市民の理解を図るかということが問題になっているのではないかと感じています。

それでは 2 回目ですが、**財政について**なんですが、予算編成過程を公開するつもりはないとのことですが、公開はさまざまな段階があります。するかしないかの乱暴な議論ではなく、それでは民主的に丁寧に議論をさせていただきたいと思っております。

例えば、鳥取県では 2003 年 9 月の補正予算から予算編成過程について、すべての事業の要求書、それから財政課長、総務部長、知事のそれぞれの査定状況がその都度インターネットで公開されています。トップページに予算編成という項目を立て、現在は、既に予算編成日程と平成 20 年度の当初予算編成などに当たっての留意事項がアップされ、予算編成の方針と今後の動きがだれにもわかるようになっております。

千葉市においても、平成 20 年度の予算編成方針が既に掲載されていますが、今後の編成の動きについては何らわかりません。今後のタイムスケジュールの公開については、それではいかがでしょうか。また、このたび第 2 次 5 か年計画の大幅な見直しは財政状況と表裏をなすものですが、見直される事業それぞれの見直し前と見直し後の事業費の変化についても知らせるべきであると考えますが、見解を伺います。

モノレール事業についてです。

今後のモノレールについての市の費用負担を伺いました。和解によって無償譲渡された市の財産となったインフラ外の施設 90 億円分、この設備更新に今後 25 年間で約 90 億円かかり、この半分の約 45 億円を一般会計から負担していくことがわかりました。また、インフラ部分の修繕には今後 11 年で 8 億円と毎年 1 億円弱、塗装費用はこれまでの実績で年 1 億から 3 億かかっています。これは、今後、安全上からもさらに上乘せしていかなければならないと伺っています。さらに、エレベーターが平成 22 年までに 12 駅、40 基設置するので 19 億円。これらを合わせますと、今後 25 年間で総額約 160 億から 170 億円、一般会計からも約 100 億以上支出されることとなります。

そこで伺います。

これらモノレール事業関連費用は、維持管理していくだけでも市の財政に大きな負担となっていくことが見込まれますが、一般会計からの支出など、市民から見えづらくなっています。今後きちんとモノレール関連施設費用全体がわかるような報告をしていくことが必要と考えますが、見解を伺います。

一方、モノレール会社は、今後、車両の更新に当たり、新型車両の導入を検討しているとのことです。懸垂型のモノレールは千葉市と湘南のみで、新型にするということは実質、三菱への特注となりますが、赤字を続けてきた会社として新型を取り入れるその意味と、これまでの型式のものとの経費の比較について伺います。

延伸ルートは、バス事業者にとってはドル箱路線であり、理解を求める必要があります。昨年バス事業者との協議が 2 回行われていますが、その後の協議はどのようになっているのか、伺います。また、これまでの協定の内容、補償額はどのようになっているのか。今回はどのようにしていく考えなのか、お示してください。

次に、パブコメについてですが、まさに今、市長よりパブコメの制度の限界性についての言及がありました。パブコメをいかに有効にしていくかということはこれから議論のあるところで、インターネットモニター制度も確かにその一つの方法だと思います。しかし、パブコメを条例に位置づけるに当たり、きちんと対応策を併用することを記載することも有効ではないかと考えます。

策定予定の市民参加及び協働に関する条例では、今後は年度ごとに取り組みの実施計画を策定し、公表されるとのことです。パブリックコメントの予告ともなり、参加しやすくなると思われます。同時に、パブリックコメントにかかわる案に関しては、幾つかのふさわしい市民参加の手法を併用することを規定することで、パブリックコメントをより有効に活用できるのではと考えますが、いかがでしょうか。

次に、保育所のあり方についてです。

説明会の実施など市民意見を広く聞くことを求めたところ、具体的に民営化を実施する際には、十分な期間と保護者の理解を得られるような説明会を開催するとのこと、これらを慎重に対応していくことは当然です。

再度伺いますが、現在は、市民や子供たちの環境にとって大きな変更を余儀なくする保育所のあり方そのものを決定していくという段階です。児童福祉専門分科会はパブリックコメントのやり方にこだわらず再度市民意見を聴取してほしい。その後の審議をしたいとのことでした。具体的にどうするのか、伺います。

今後、民営化をめぐる、進め方次第では行政と市民が対立構造となる可能性があります。ほかの自治体で混戦が起きている具体的事例は何か。それらの事例から千葉市は何を学び、どのようにしていこうと考えているのか、伺います。

指定管理者制度の導入に関しては、民設民営でということでした。ということは、今、公表されているあり方に記載されている公設民営のあり方としての指定管理者制度の導入もあり得るということではなくなったというふうに判断していいのでしょうか。これは削除されるのかどうか、確認いたします。

それから、第三者評価制度の導入では、再び指導にとどまること、また財政的援助についても答弁がなかったことは残念です。

	<p>民営化で運営費や建設時の市の負担の大幅な軽減を挙げていますが、経済性を優先した民営化での保育の質の低下への懸念は免れません。市の責任において第三者評価制度を実施し、これらの不安にこたえる姿勢を示すことが最低限必要ではないかと考えますが、見解を伺います。</p> <p>次は、<b>放課後子ども教室</b>ですが、千葉市は放課後子ども教室を市の事業として行っているために全校実施となり、なおかつ、物品購入の方法も制限があるとのことですが、他政令市の状況はどのようなになっているか、伺います。</p> <p>委託方式をとっている市はあるか。学校以外の場所で実施しているところはあるか。未実施の政令市はあるか。逆に、千葉市のように全校実施のところはあるか、お答えください。</p> <p><b>青少年行動計画</b>についてですが、家庭教育力の向上や活力ある地域づくり、体験活動の充実が、青少年健全育成の重要な課題とのこと。千葉市では、青少年に関する相談件数が年々増加していますが、これは子供のいる世帯の9割以上が核家族であるという現状と密接に関連すると思われます。このような状況において、家庭の教育力向上を期待するならば、市としては地域環境や社会環境を積極的に整えていくことがその役割であり、本計画にもさまざまな施策が盛り込まれています。</p> <p>ところが、この計画を推進する体制が整えられていません。千葉市青少年問題協議会の検討を通して進捗状況を把握し、必要に応じて見直しを図るとありますが、推進をしていく主体が不明確です。計画全体をどのように推進するのか、その体制について伺います。</p> <p>以上で、2回目の質問といたします。</p>
鶴岡市長	<p>2回目の質問についてお答えします。</p> <p>初めに、<b>財政</b>についてですが、<b>予算編成過程（162 ページにて予算編成日程と訂正）を公表することについては</b>特に課題はないと考えておりますので、公表の方法について検討してまいります。</p> <p>次に、第2次5か年計画の見直し前と見直し後の事業費の公表についてですが、市民の皆様にとって大切なことは、事業内容をどのように見直したかでありまして、個々の事業費の公表については考えておりません。</p> <p>次に、<b>パブリックコメント</b>について、<b>他の市民参加の手法と併用することを条例に規定すべき</b>とのことですが、条例案では市民参加の手続のうち、市施策の計画決定、執行及び評価の一連の過程において、適切かつ効果的であると認められるものを実施するように努めるとしており、必要に応じて、その他の手続とあわせて実施するように努めてまいります。</p> <p><b>保育所のあり方</b>についての御質問にお答えします。</p> <p>まず、<b>市民意見の聴取</b>についてですが、11月の社会福祉審議会児童福祉専門分科会の審議において、意見に対する市の考え方の案を示したところ。同分科会では、パブリックコメントに多くの意見が寄せられ関心が高かったことを踏まえ、意見に対する市の考え方を市民に示し、聴取した意見を次の審議会の材料としたいとの判断がなされたことから、現在、その準備を進めているところであり、まとめ次第、同分科会に報告して審議をいただきたいと考えております。</p> <p>次に、<b>他市の裁判事例</b>についてですが、民営化そのものは違法ではないが、民営化対象保育所の公表から移行までの期間が短く、保護者に対する説明や引き継ぎを行う期間が十分でなかったことを理由に、市の債務不履行に基づく慰謝料などの損害賠償請求が認められた事例があります。そこで保護者の理解が得られるよう、公表から移行までの期間を十分に確保するとともに、環境の変化による子供への影響を極力少なくするため、時間をかけた共同保育の実施など、きめ細やかな引き継ぎを実施していく予定です。</p> <p>次に、<b>指定管理者制度</b>につきましてですが、市立保育所の運営について指定管理者制度を導入することは現時点においては考えておりません。</p>
林副市長	<p><b>モノレール</b>についての2回目の質問にお答えいたします。</p> <p>まず、<b>モノレール関連支出費用</b>についてですが、議会にはこれまでも予算審査や決算審査におきまして説明し、審議をいただいております。その内容については市民に対し公表しております。</p> <p>次に、<b>新型車両</b>についてですが、初期に導入した車両は既に20年を経過し、安全性から車両の更新が必要であります。そこで、昨年度実施した千葉都市モノレール新型車両デザイン検討委員会で、安全性やコスト面に配慮し、居住性、バリアフリー、省エネルギーといった観点のほか、千葉都市モノレールの景観特性を生かした車両のデザインとすることに決定いたしました。機能面については、現在運行しているものと差はありませんが、車両価格については検討中であると聞いております。</p> <p>次に、<b>バス事業者との協定内容、補償額、今後の対応</b>についてですが、モノレール建設に関して、交通機関の効率的役割分担と交通サービス向上のための相互協力を目的とし、バス路線の再編成、バ</p>



	<p>ス事業への影響に対する措置などが協定の内容であり、この協定に基づいて段階的な開業に合わせ、バス路線再編成に係る助成を計3回払い、延べ7社に対し、約29億円を千葉県と2分の1ずつ支払っております。今回の延伸に関するバス事業者への対応については、延伸計画がより具体化した段階で協議を進めてまいります。</p>
教育長	<p>2回目の御質問にお答えいたします。</p> <p>初めに、<a href="#">放課後子ども教室について</a>の御質問は関連がありますので、あわせてお答えいたします。<a href="#">他の政令市の状況について</a>ですが、委託により実施しているのは川崎市など8市、学校以外の場所での実施は札幌市など3市、未実施の市は静岡市など3市、全校実施しているのは大阪市など3市であります。</p> <p>次に、<a href="#">青少年行動計画の全体をどのように推進するか、その体制について</a>ですが、青少年育成行動計画では、各事業の平成19年度の見込みと22年度までの計画目標をできるだけ数値化しており、関係各課において事業の進捗状況を年度ごとに点検、評価しながら、全庁的に青少年育成関連事業を推進してまいります。</p>
鶴岡市長	<p>大変失礼しました。一つ答弁漏れがありましたので、答弁をさせていただきます。</p> <p><a href="#">保育所のあり方</a>に関連する質問ですが、第三者評価制度の導入についてですが、民営化の実施に伴う保育の質を確保するため、第三者評価を積極的に活用することが必要であると考えており、実施について強く指導してまいります。</p> <p>それから、先ほど予算編成過程と言ったのは日程ですので、それも訂正させていただきます。失礼しました。</p>
福谷	<p>大躍進かと思いましたが、残念です。</p> <p>モノレール3回目、質問と意見を申し上げます。</p> <p><a href="#">モノレール関連費用</a>ですが、これまでも公表されてきたとの答弁でした。しかし、モノレール会社の赤字としてあらわれてきたこれまでは状況が変わっています。今後は、現在のルートの維持管理で一般会計から年平均約4億円近くの負担が想定され、また、モノレール会社からの返済金によるモノレール基金も、答弁にあったように維持管理に充てられます。会社がたとえ黒字でも、その分、市の負担がふえたわけですから、その内訳をきちんと市民に公表していくことが必要です。</p> <p>次に、新型車両も会社が立ち上げた検討委員会で決定したようですが、国内で二つしかない懸垂型の湘南とも規格が違い、特注となり、割高にならざるを得ないということを指摘いたします。</p> <p>さらに、現在、延伸建設に向けての予算が組まれ、検討がされています。バス事業者にも協定書に基づき29億円の補償がなされており、今回の延伸でも補償をしないというわけにはいかないのではないかと考えますし、建設時の会社負担41億円の調達も不透明で、市が貸し出さねばならない状況も想定されます。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>千葉市の現在の財政状況では、今回の第2次5か年計画の見直しで、モノレール延伸予算では、今後3カ年の事業費規模を約10分の1と大幅に縮減せざるを得ないところまで来ています。2年先延ばしとのことですが、次期5か年で市債を発行できる状況となるのか、財源の根拠について伺います。</p> <p>次に、要望を申し上げます。</p> <p><a href="#">保育所について</a>です。保育所の民営化は全国で起きています。国は平成13年7月6日の閣議決定で、待機児童ゼロ作戦、最小コストで最良、最大のサービスをとる方針を打ち出し、この中で新設保育所は民営で行うことを基本とするとしています。さらに、財政面でも一般財源化するなど、地方に圧力とも言える誘導をしていることがまず問題です。こういったところに私たちは国の圧力を感じます。</p> <p>しかし、地方分権の視点から言えば、地方自治体として財源が一般財源化された中で、財政面で厳しい中でもコスト論で安易に変えていくのではなく、これまでの保育現場の実践を踏まえ、市民の求める子育て施策との十分な意見交換の中で、これからの保育所のあり方を決めていくことが必要であると考えます。</p> <p>第三者評価制度の導入の義務化というパブコメで示された内容も変更するとのこと。想定されるデメリット面を認識し、質を下げてはならないという市としての子育て支援、保育への理念を感じとることのできない答弁でした。</p> <p>市長もきのうは、急がせていない、十分時間をかけるように答弁されました。分科会の前意見募集のやり方を検討中とのことでしたが、まず市民に広く周知すること、特に保育所に預けている保護者でも知らない方が多く、各保育所からもお知らせをすることや地域説明会を開くなどして、拙速に</p>

進めることのないよう求めます。

**放課後子ども教室**ですが、放課後子ども教室は委託方式、学校外での実施、未実施など、さまざまな形態があることがわかりました。子供たちや地域の様子をよく理解しているコーディネーターやボランティアの皆さんの意見に耳を傾け、全市一律とは限らず、地域の実情と求めに応じた対応を御検討いただきたいと思います。

**青少年行動計画**ですが、推進体制は特に組まないような御答弁でした。しかし、全庁的に青少年健全育成事業を推進していくとのことですが、義務教育終了後の経済的事実までを考慮すると、生涯学習の域を超え、就労支援や福祉的支援に携わる市長部局もかかわるような体制が必要ではないかと考えます。青少年健全育成に関しては、組織の見直しも含めて全庁的な対応を検討いただきたいと思います。

**パブリックコメント**ですが、市民参加の手法は一つ一つを単独で実施するより、併用することで効果が増すことを考慮し、パブリックコメント手続の制度化には、段階に応じた市民参加を取り入れることを検討していただきたいですし、また、少なくともパブリックコメントを実施する際、行政はもっと市民に説明をする機会を持つべきです。

**第2次5か年計画の見直しに関して**も、個々の事業費の公表を考えていないとのことですが、せめて最低限パブリックコメントに際して説明会を開くぐらいの姿勢は見せていただきたいと思います。都市計画マスタープランも、夢はぐくむちば子どもプランも、地域福祉計画も、父母との説明会を開催しています。学校教育推進計画も説明会を開くとの御答弁でした。それらの上位計画となる5か年ですから、ぜひとも説明会を各区で開催することを求めまして、市民ネットワークの代表質問を終わります。一つだけ御答弁お願いいたします。

副市長

モノレールにつきまして、3回目の質問にお答えします。

**モノレール延伸に係る市債の活用について**ですが、次期5か年計画の財政フレームを策定する中で、公債費負担の状況等を見きわめながら適切な市債活用を図ってまいります。